

身元保証、死後事務等に関する  
アンケート調査報告書

令和4年4月

安来市地域包括支援センター

# 【目 次】

<1> 調査の実施概要	2
1. 調査目的	
2. 調査内容	
3. 調査対象機関	
<2> 集計結果	
1. 公営民間賃貸住宅・入所施設・医療機関	3
2. 相談支援機関	8
<3> アンケートを踏まえての提案	14

# 身元保証・死後事務等に関するアンケート調査の実施概要

## 1. 調査目的

安来市においても、少子・高齢化、核家族化が進み独居や高齢者世帯が多くなり、親族がいない方、又は遠方にいるために病院への入院、施設への入所時の身元保証の支援が受けられない方が増えてきている。このような身寄りのない方に対して、単発的な支援ではなく相談から死後の支援まで継続して行うことで、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活が送れるよう支援する必要がある。

身元保証や死後事務等の支援を必要とする方々の状況や課題を把握し、今後の本市における身元保証、死後事務等の支援に関する体制整備についての検討及び政策形成に資することを目的とする。

## 2. 調査内容

調査対象	55 箇所 ①公営民間賃貸住宅・市内医療機関、市内入所施設(36) ②市内相談支援機関(19)
調査方法	アンケートを郵送にて配布、回収
調査内容	身元保証に関する事項、死後事務に関する事項について質問 (対象機関により設問内容は異なる)
調査期間	令和3年12月21日(火)～令和4年1月31日(月)
回収率	①91.7% ②78.9%

## 3. 調査対象機関

### 【公営民間賃貸住宅・医療機関、入所施設】

住宅供給公社(1)、市内不動産会社(2)、病床を持つ医療機関(4)、介護老人福祉施設(4)、介護老人保健施設(2)、介護医療院(3)、グループホーム(10)、サービス付き高齢者住宅(2)、軽費老人ホーム(1)、養護老人ホーム(1)、住宅型有料老人ホーム(2)、障がいグループホーム(3)、宿泊型・自立訓練(1)

### 【相談支援機関】

行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所(11)、障がい者相談支援事業所(5)

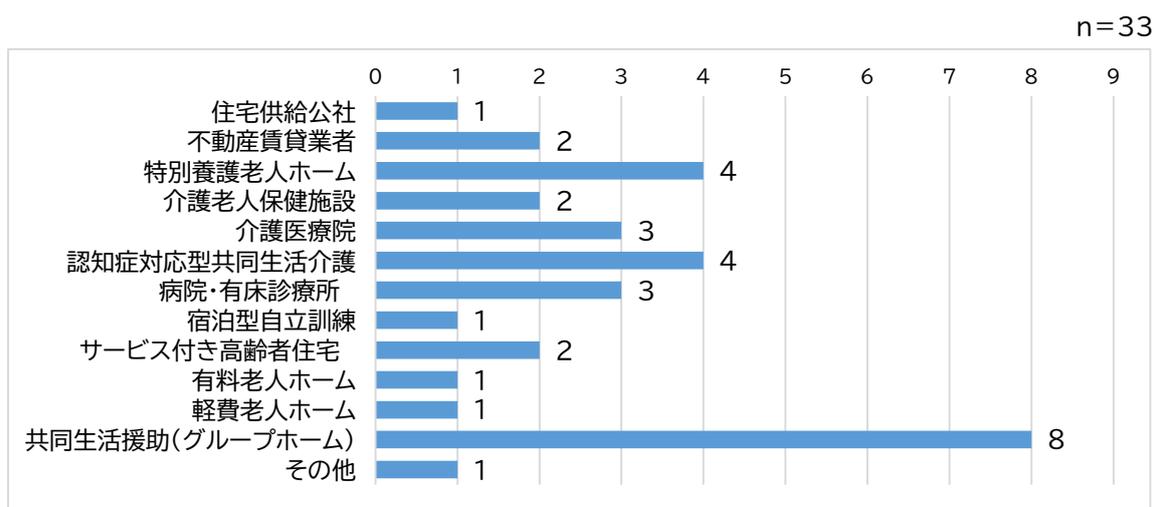
# 令和3年度 身元保証、死後事務等に関するアンケート調査

対象：公営民間賃貸住宅・入所施設・医療機関

回収率：91.7%（配布数 36 回収数 33）

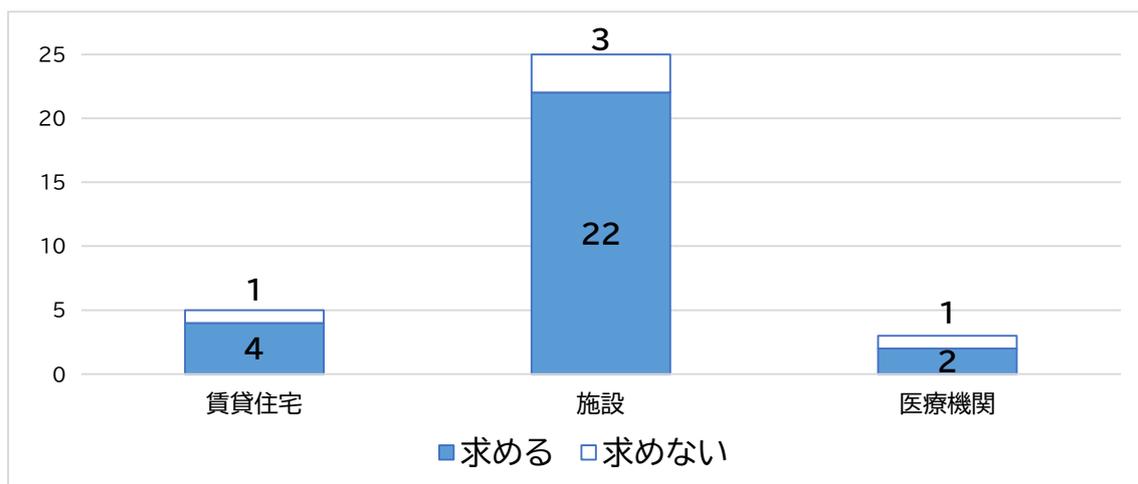
## <身元保証に関する事項>

問1 貴施設・機関についてお尋ねします。あてはまるもの一つに○をつけてください。



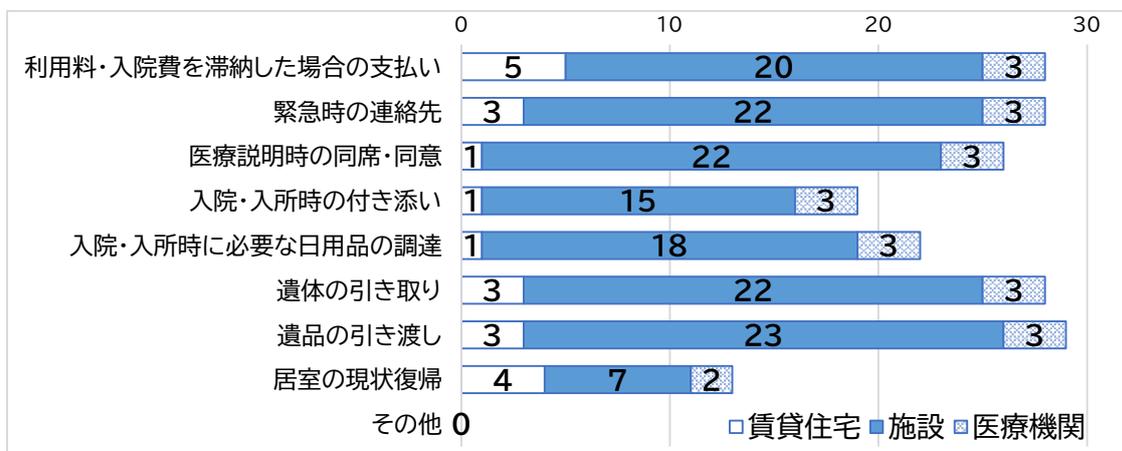
※その他 養護老人ホーム

問2 貴機関が管理する住宅への入居、あるいは貴施設・機関に入所、入院される際に身元保証人等を求めますか？

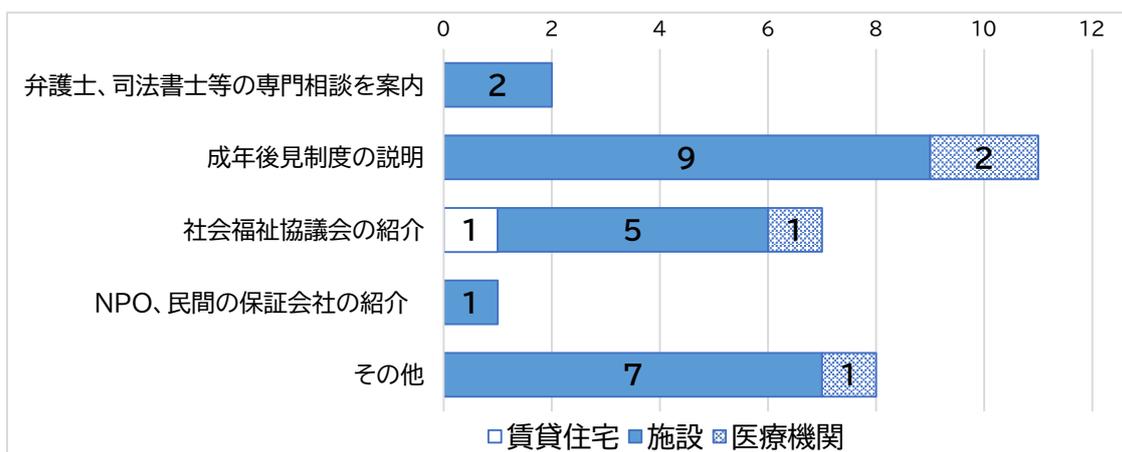


※住宅供給公社・不動産賃貸業者・サービス付き高齢者住宅を「賃貸住宅」、病院・有床診療所を「医療機関」、それ以外(その他を含む)を「施設」と区分分けを行った。

問3 貴施設・貴機関で身元保証人等に求める事柄を教えてください。(複数回答可)

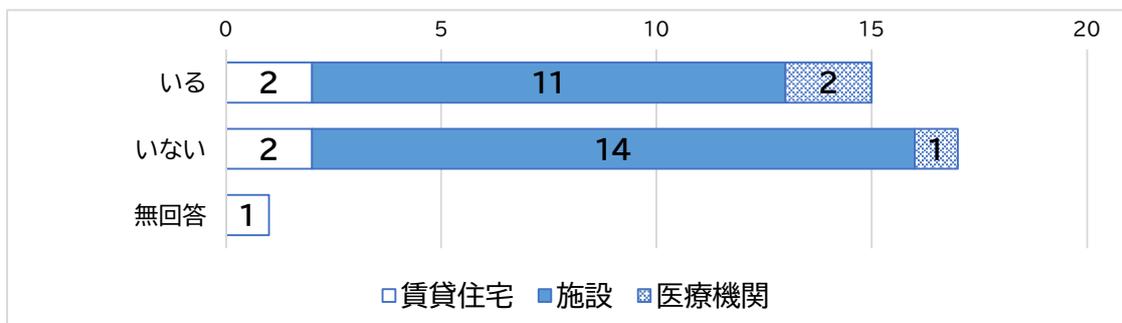


問4 貴施設・機関で身元保証人等が立てられない入居・入所・入院希望者に対して、以下の対応を勧めたことがありますか。(複数回答可)

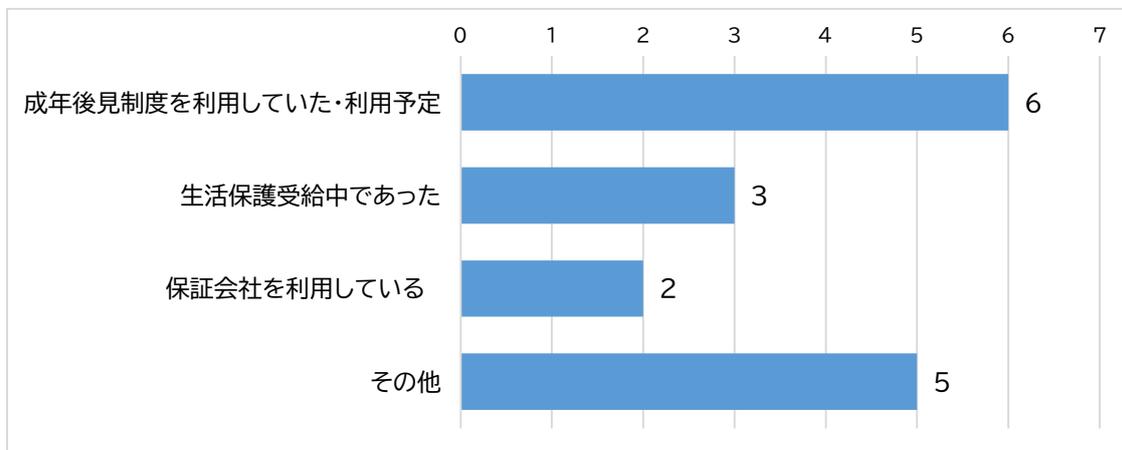


※その他内容 勧めたことはない6件 行政相談1件

問5-1 貴機関が管理する住宅への入居、あるいは貴施設・機関への入所や入院の際に、身元保証人がいなくても入所や入院が出来た相談者や利用者はいますか？



問5-2 問5-1で「1 いる」と回答された方にうかがいます。理由についてお答えください。(複数回答可)



※その他

- ・両親が居なく児童養護施設から来られているため
- ・当施設は措置施設であり、何かあれば安来市（福祉課）に対応してもらうため

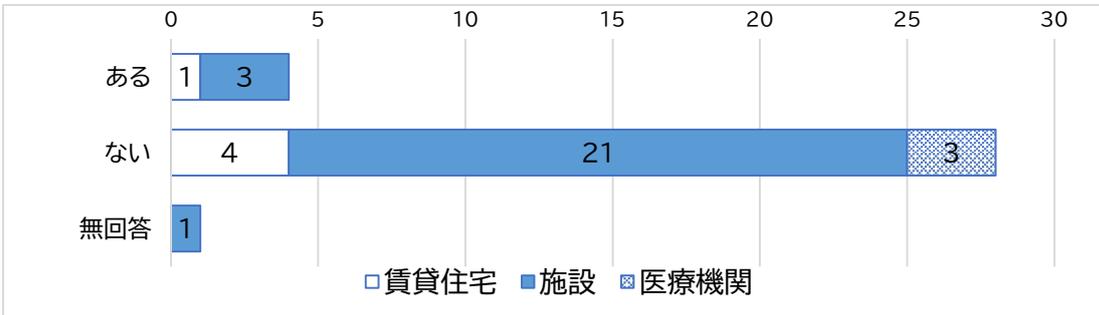
身元保証人がいなくても生活保護や後見人がいるなど何かの制度を利用されている方は入所、入院ができているが、制度の対象外の方達は入所、入院が困難となっている。

問6 身元保証について、どのような保証制度や機能があると良いと考えますか。また、課題になっていることなどがありましたらご記入ください。(自由記載)

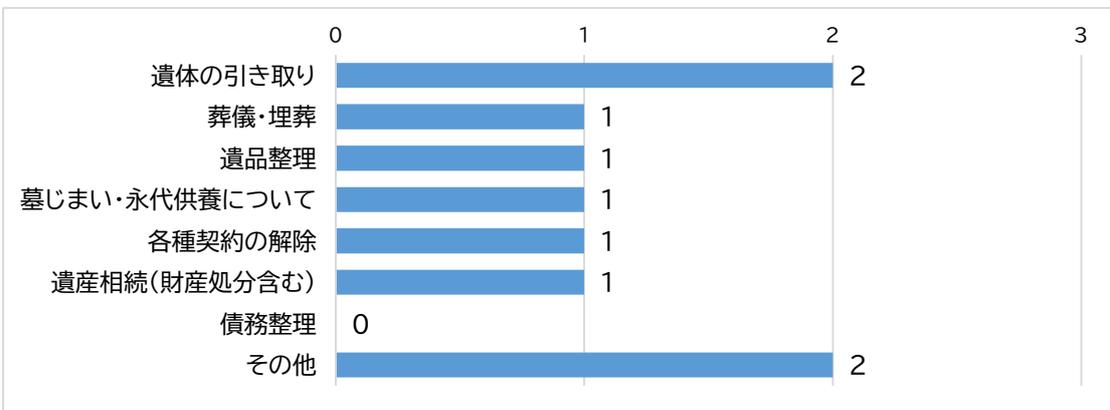
- ・医療同意
- ・入院などの医療面での同意が可能になればと思う

＜死後事務に関する事項＞

問1 入居者、入所者、患者から死後事務に関する相談を受けたことがありますか。



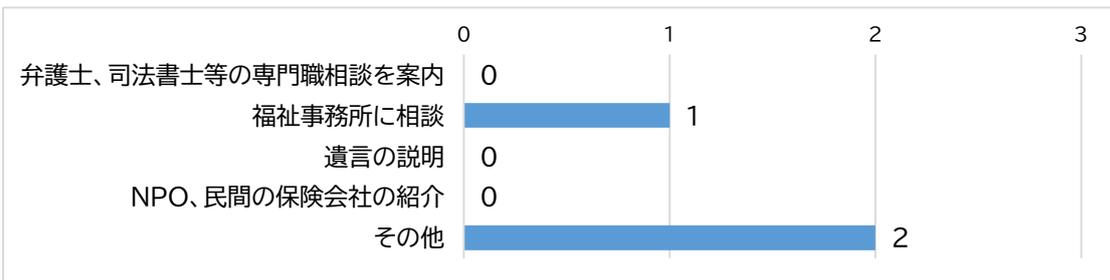
問2 入居者、入所者、患者から死後事務について、どのような相談を受けましたか。(複数回答可)



※その他

- ・住所変更の手続き
- ・入所していた証明

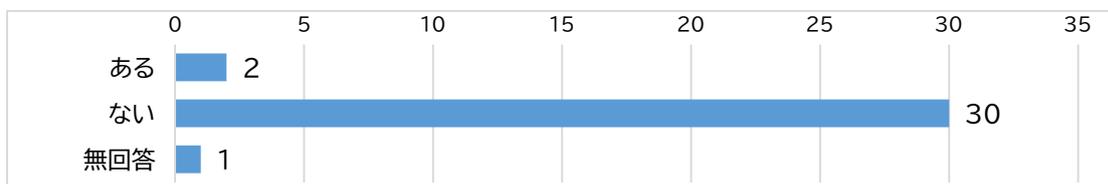
問3 入居者、入所者、患者から問2の相談を受けて、どのように対応をしましたか。(複数回答可)



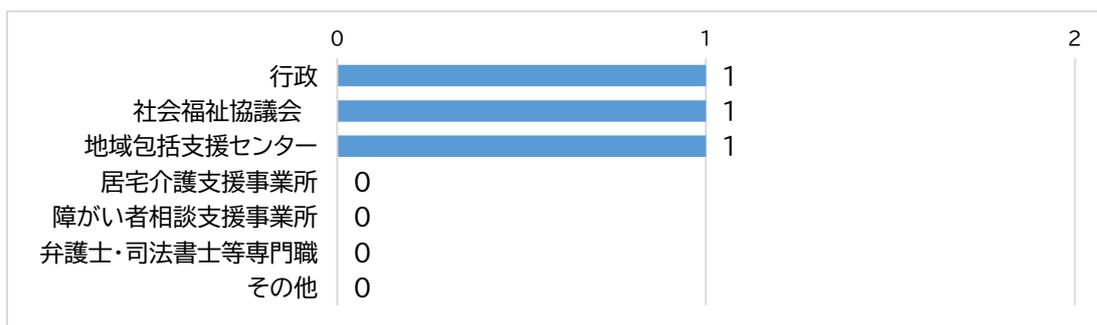
※その他内容

- ・市役所での手続きについて説明
- ・医師に証明書を記載していただいた

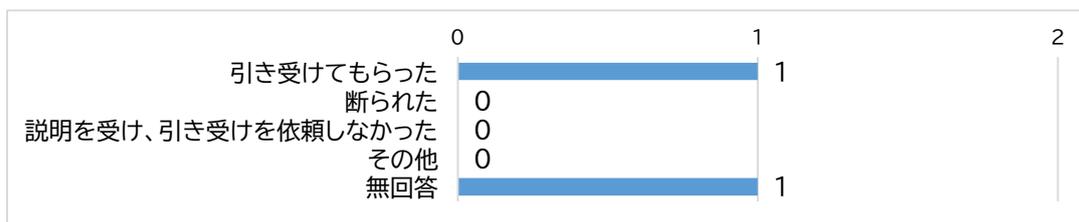
問4-1 貴施設・機関から身元保証人や身元引受人がいない本人の死後事務を引き受けてほしいと相談支援機関等に依頼したことがありますか。



問 4-2 依頼先の機関を教えてください。(複数回答可)



問4-3 問4-1で「1 ある」と回答された方にかがいます。その際にどのようなお返事でしたか (複数回答可)



問5 身元保証や死後事務等について、どのような保証制度や機能があると良いと考えますか。また、課題になっていることなどがありましたらご記入ください

- ・ 入所施設としては家族でなくても、保証人がおられれば問題はありません
- ・ 行政のマンパワーの問題だと思います
- ・ 公の機関による身元保証、死後事務制度があると良い
- ・ 遺体の引取り、遺品整理、各種行政への手続き等
- ・ 身元保証人が県外で遠方の方の場合、遺体の引取りに時間がかかり、その間職員が対応しなければならぬが人員的に厳しい
- ・ 葬儀、納骨、遺品片付け
- ・ 死後事務の委任契約を知らない方もいると思われるので、内容についての説明または相談会などで周知していただくことが必要と思います
- ・ 遺体の引き取り、遺品の整理、行政等での諸手続きを行う機能があると良いと考える

# 令和3年度 身元保証、死後事務等に関するアンケート調査

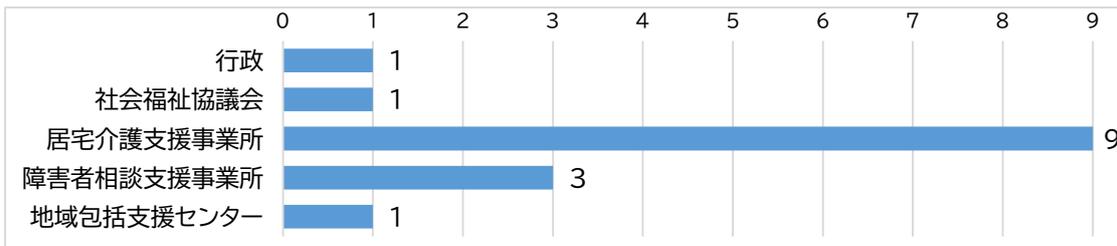
対象:相談支援機関

回収率:78.9% (配布数 19 回収数 15)

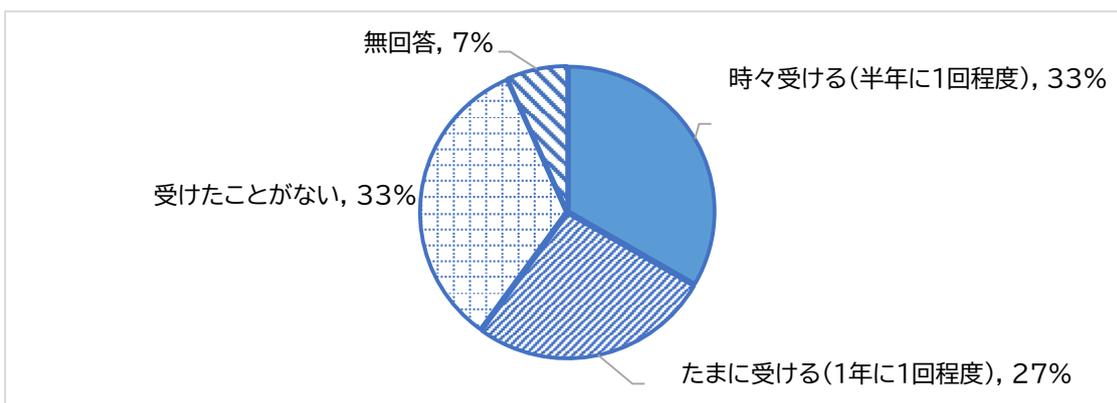
## <身元保証に関する事項>

問1 あなたの所属についてお尋ねします。あてはまるもの一つに○をつけてください。

n = 15

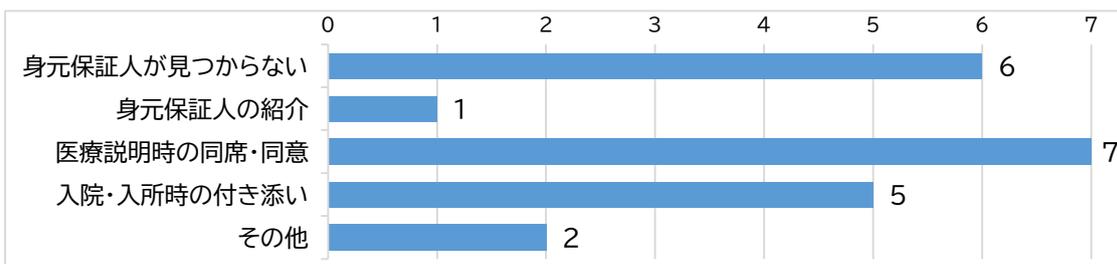


問2 これまでに、貴事業所において身元保証に関する相談を受けたことがありますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

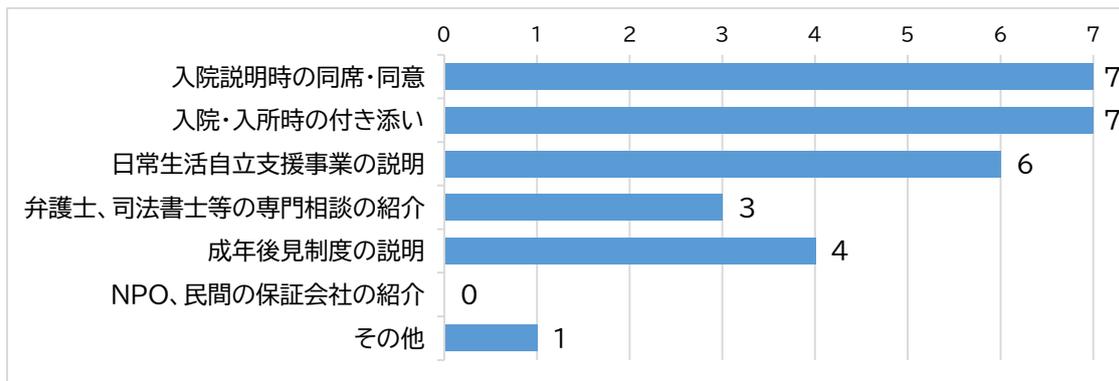


半年から1年に1回、身元保証に関する相談を受けたことがあると答えた事業所は全体の6割であった。

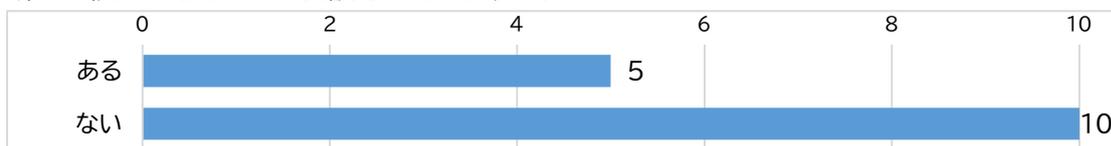
問3 相談者や利用者から身元保証人について、どのような相談を受けましたか。(複数回答可)



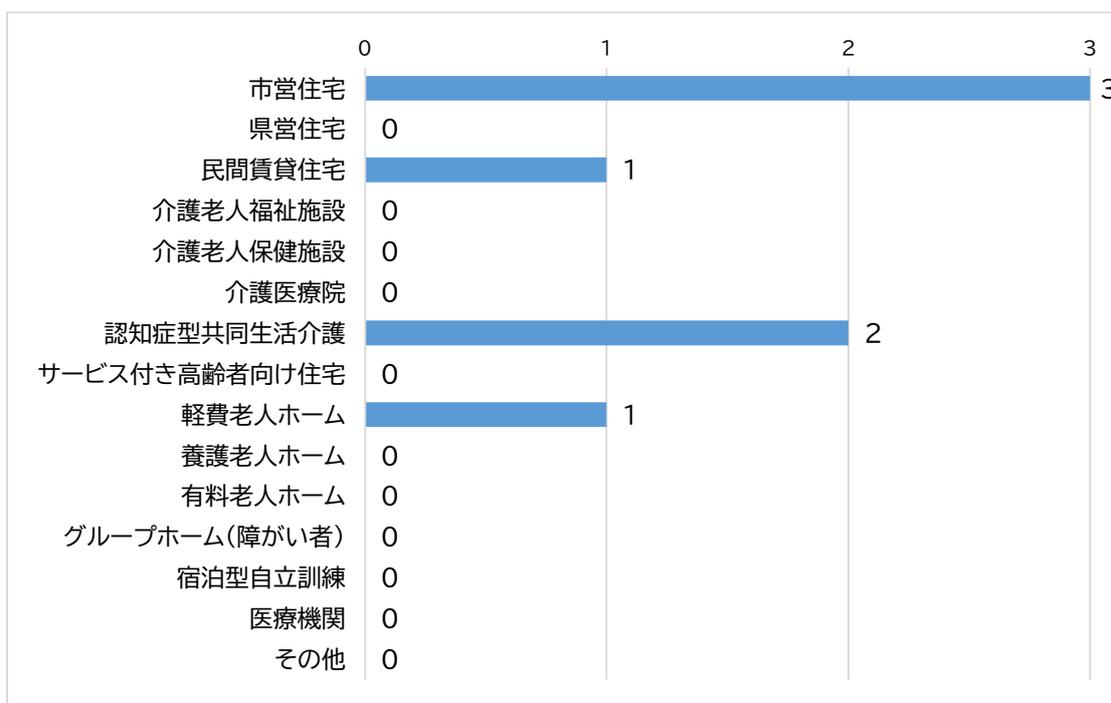
問4 身元保証に関する相談について、貴事業所で対応した事項はありますか。(複数回答可)



問5 公営住宅、民間賃貸住宅契約、施設入所や入院の際に、身元保証人をたてられず入居、入所や入院ができなかった施設等がありますか。



問6 問5の質問で「1 ある」と回答された方にお尋ねします。入居、入所や入院が出来なかった施設等の種類についてお答えください。(複数回答可)



身元保証が立てられないことで入居、入所ができなかった方もおられる。市営住宅への入居ができなかったとの回答が一番多かった。

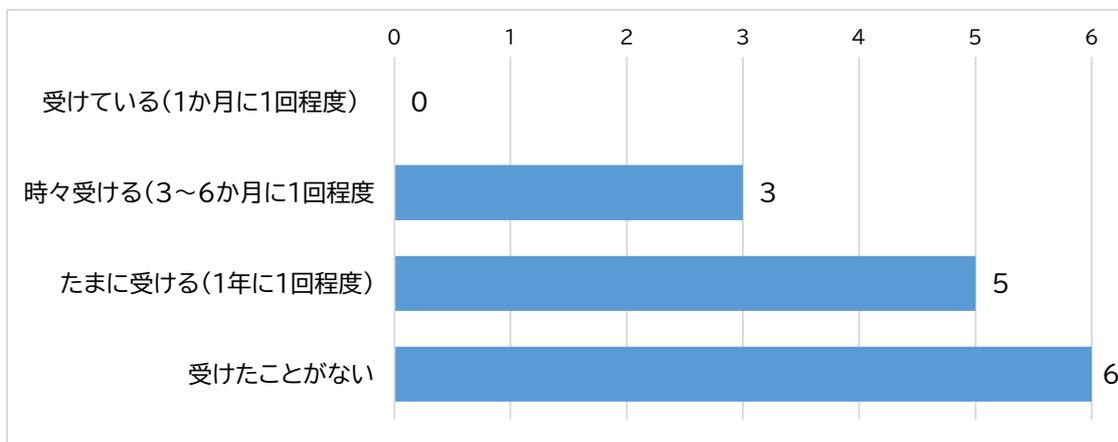
問7 身元保証についてどのような保証制度や機能があると良いと考えますか。また、課題になっていることなどがありましたらご記入ください。(自由記載)

- ・利用料等の支払いについて保証はできない(課題)。
- ・現在もあると思いますが、保証人代行サービスが幅広く周知され利用できるようになると良いと思います。
- ・身寄りのない方でも入居できる制度。
- ・生保の方は福祉課が対応してくださるので良いが、ほかの方でこまっている方もいる。
- ・相談はないが、ケアマネからしたら独居の方に関して不安あり。入院時等の保証の話もするが本人さんが元気だと相談に乗っていただけない。
- ・市営住宅については、保証人がいなくても入居できるようにしてほしい。他の保証については何か制度があれば市民が安心して入居、入所、入院が出来ると思うので、制度が必要と考えます。
- ・身元保証の制度は大切と考えますが、適切な関係の方がいない場合どう対応すべきなのでしょうか。
- ・親族の無い方やあっても疎遠で世話になりたくない方等、事務処理ばかりでなく本人が安心して身をゆだねられるシステムがあればいいかなと思います。
- ・今後、身元保証人がいない人が増えてくると予想される。現在でも、子ども世代が遠方にいる等、緊急時の対応に困るケースが増えてきている。何かあればすぐにケアマネに相談が来るが、どこまで対応すればよいのか苦慮している。
- ・現在、どのような身元保証についての制度や機能があるかわからない。
- ・身元保証ができない場合でも、緊急時の入院、入所等の対応ができる仕組みがあると良い。
- ・成年後見制度を利用する段階ではない方の身元保証の制度があると良い。

ケアマネや相談支援専門員が入院、入所に関する事への対応やお金に関する事業の説明などを行っている。独居、子どもが遠方にいる、親族が近くにいないなどのケースについて、本人が安心して入院、入所ができるような制度、体制、サービスを望む声が多かった。

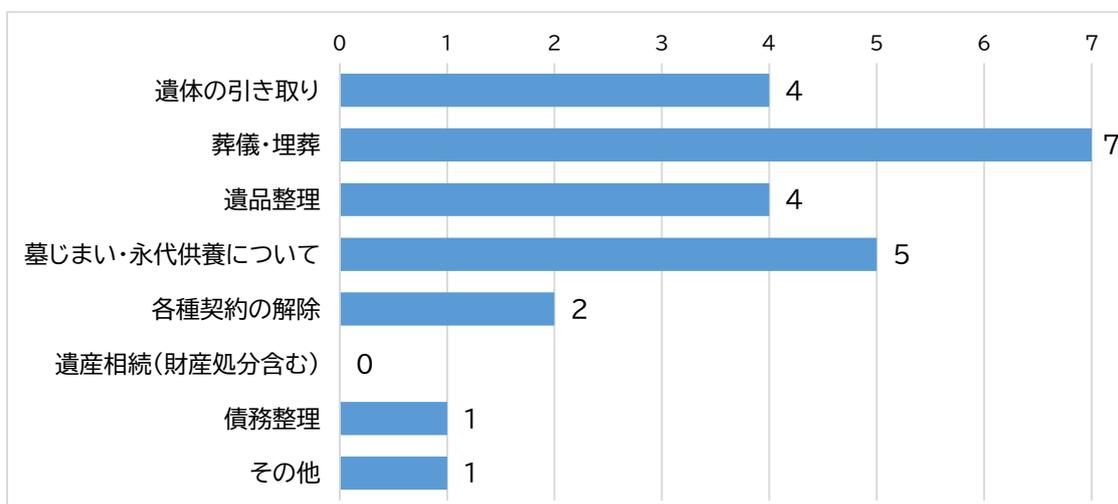
<死後事務に関する事項>

問1 これまでに、貴事業所において死後事務に関する相談を受けたことがありますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。



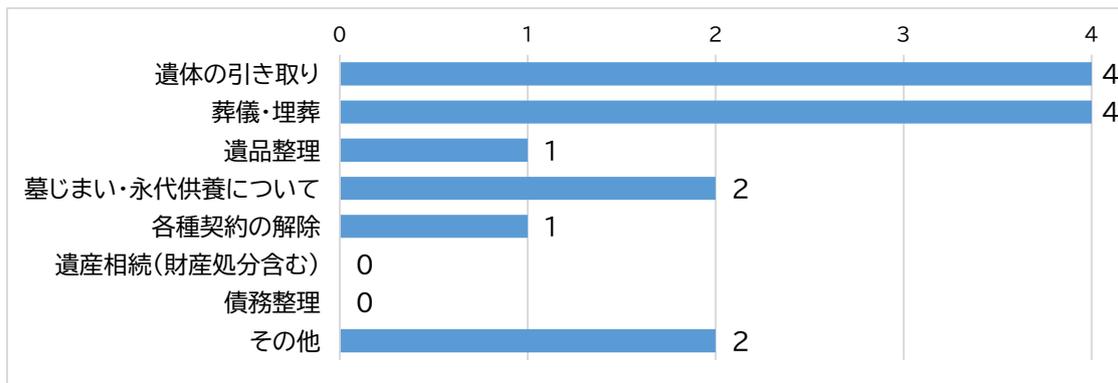
半年から1年に1回相談を受けたことがあると答えた事業所は全体の約6割であった。

問2 相談者や利用者から死後事務について、どのような相談を受けましたか。(複数回答可)



※その他の内容:遺産相続ではないが、葬儀費用等の事務処理の相談援助。

問3 相談者や利用者が亡くなってから、対応した死後事務はありますか。(複数回答可)

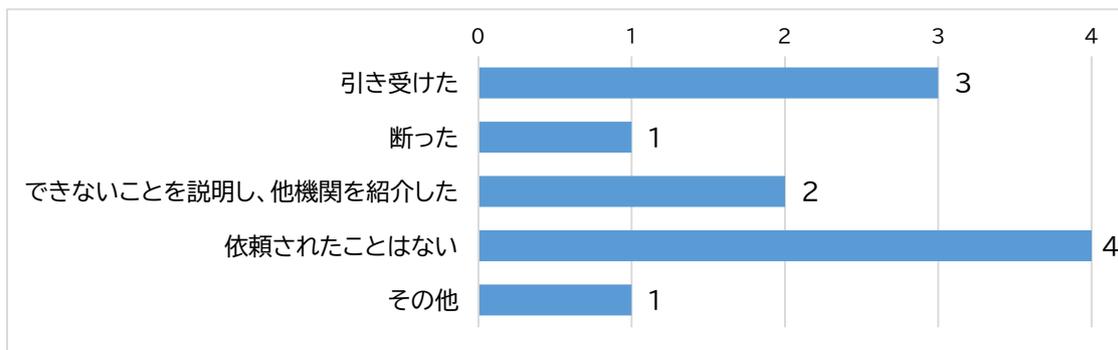


※その他の内容:社協に対応していただいた。

病院で遺体の処理後家族にかわって葬儀場へ連絡し付き添って帰る。

葬儀、墓じまい、遺体の引き取り等、親族の代わりに事業所が対応せざるを得ない状況となっている。

問4 福祉施設や病院等から本人の死後事務を引き受けてほしいと依頼された時にどのような対応をしましたか。(複数回答可)



その他の内容:事業所として出来る範囲のお手伝いをしています。

問5 死後事務について、どのような仕組みがあると良いと考えますか。また、課題になっていることなどがありましたらご記入ください。(自由記載)

- ・賃貸住宅に住む単身者の遺品整理が課題。
- ・身寄りのない方の死後事務を行政で担当または相談できる方がいると安心。
- ・自分が担当している利用者で、家族対応が困難な方は福祉課がついてもらっている。死後の対応がどうなるかわからない。一度この件について研修会をお願いしたい。
- ・身元保証時と同じで福祉課が動いてくださった。課題は、問7と同じで、元気な利用者は相談に乗っていただけない。
- ・社協内で仕組作りが必要と考えます。
- ・お墓の管理が出来ない墓じまいをしたい等よく相談を受けます。とても高価です。もっと安価で取り組めるシステムがあればいいと思います。
- ・人生の終焉を迎えた方にとって、生きたあかしとなるものを周囲の方々が心置きなく語り合い心の中に生きてもらえる物があればと思います。浄土真宗では死とは土にかえることで、残った人の心の中で生きている。お墓は目印であって、竹の棒でも良いと言われます。
- ・身寄りのない方は事前に死後事務の委託をしてもらうような仕組みがあるといい。居宅ケアマネが死後事務までしなければならないのか？どこまでケアマネがするのか？もし必要であれば制度などの研修を実施してほしい。
- ・今後、身寄りのない人は増加していき、また身寄りがあっても死後事務等の対応が出来ない人も増えてくる。代行業者はお金の負担もかかるため、行政等での対応が広がると良い。

生活保護や後見人などがついていない方について、元気なうちから相談できる仕組みづくりの必要性や行政、社協での対応を望む声が多かった。

また、本人の意思決定について、成年後見制度、死後事務についての勉強会などの実施を望む声もあった。今あるサービス、制度の整理と周知も必要と考える。

## アンケート調査を踏まえての提案

### <身元保証に関する事項>

#### 1.保証人要件の見直し

現在、安来市の市営住宅入居については、身元保証人を1名確保する必要がある。国(国土交通省は、住宅総合整備課長通知(令和2年2月20日)において「公営住宅への入居に際して保証人を求めない」通知を発出している。又、公営住宅管理標準条例案(令和3年3月30日)においても保証人の義務付けを削除している。

一方、施設入所についても、国(厚生労働省)は、老健局通知(平成30年8月30日)において「介護保険施設に関する法令上は身元保証人等を求める規定はなく、基準省令においても、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできない」としている。

今後、身寄りのない単身高齢者等が増加していることを踏まえると、一層、保証人の確保が困難となることが懸念される。市営住宅及び施設入所について、保証人がいなくても入居・入所ができるような基準の見直しが求められる。

#### 2.誰もが安心して入居・入所できる仕組みづくりの検討

保証人要件の緩和とともに、大家(賃貸者)や施設経営者等も安心して入居・入所契約を結べるよう課題(条件)を整理し、既存の保証会社の活用をはじめ、身近な市内の公的機関等において身元保証や死後事務などの仕組みづくりをするための検討が求められる。

### <死後事務に関する事項>

#### 1.死後事務に関する「包括的な相談支援体制」づくり

身寄りのいない人、親族等はいても関係が疎遠な方に対し、早い段階から相談を受け死後事務等に関する不安を解消し、安心した生活を送れるように包括的な相談支援体制づくりが求められる。具体的には各相談支援機関において包括的な伴走支援の実施をはじめ、「重層的支援体制整備事業」の導入により、属性や制度の分野を超えたより包括的な相談支援体制づくりが求められる。

#### 2.「エンディングノート」の活用と「エンディングサポート事業」(終活事業)の本格実施に向けた検討

ご本人に判断能力のある段階から、将来についての意思表示(自己決定)をしにくための「エンディングノート」の周知・活用を推進する。併せて、現在、市社協において試行的に実施されている「エンディングサポート事業」の本格実施に向け事業内容や預託金等の検討が求められる。

具体的には①日頃の安否確認②入院時緊急支援等身元保証に準じたサービス③死後事務④預託金額⑤オプションサービス(葬儀、永代供養等)などの検討が求められる。

■安来市地域包括支援センター                      電話:(0854)32-9110  
〒692-0404 安来市広瀬町広瀬 754 番地

■安来市地域包括支援センター                      電話:(0854)27-7100  
(やすぎサブセンター)  
〒692-0014 安来市飯島町 1240 番地 13

■安来市地域包括支援センター                      電話:(0854)37-1540  
(はくたサブセンター)  
〒692-0206 安来市伯太町安田 1687 番地